

中津川市障がい者福祉計画 第8期計画策定支援業務（調査業務） プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、プロポーザル方式により中津川市障がい者福祉計画 第8期計画策定支援業務（調査業務）を実施するコンサルタント会社を選定する手続きについて定める。

本プロポーザルは、障がい福祉関連の調査及び計画策定分野において、高い技術を持ち、緻密な分析力と広い視野、展望を持って、ニーズ調査等の業務を行うことができるとともに、国、県の政策動向を踏まえた上で、本市の現状やニーズ調査等から見える課題を分析し、今後の障がい福祉施策の検討の基礎資料を作成することができる事業者を選定することを目的とします。

2. 業務の概要

（1）業務名

中津川市障がい者福祉計画 第8期計画策定支援業務（調査業務）

なお、「障害者基本法」第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を総称して「市町村障害者計画等」と言い、中津川市におけるこれらの計画を総称して「中津川市障がい者福祉計画」と言う。

（2）委託料

上限は3,410千円（消費税及び地方消費税の額を含む）とします。

（3）業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

（4）履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

3. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

（1）中津川市の入札参加資格者名簿に登載されていること。

（2）中津川市の工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（4）会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。

（6）情報セキュリティ認証（プライバシーマーク等）を取得していること。

- (7) 過去5年間（令和2年度から令和6年度）に地方自治体が発注した障害福祉計画等の策定にあたって支援業務を受注・完了した実績があること。

4. プロポーザル実施スケジュール

内容	期日
①公告	令和7年8月 7日（木）
②質問書受付期間	令和7年8月21日（木）午後5時まで
③質問書に対する回答	令和7年8月25日（月）
④参加表明書等の提出期限	令和7年8月28日（木）午後5時まで
⑤企画提案書等提出期限	令和7年9月 8日（月）午後5時まで
⑥プレゼンテーションの実施	令和7年9月17日（水）
⑦選定結果の通知	令和7年9月22日（月）（予定）

5. 提出書類等

提出書類等は次の通りとする。各様式に従い期限内に必要な書類を本要領12に記載する事務局に提出すること。

(1) 参加表明書等の提出

提出期限 令和7年8月28日（木）午後5時必着

提出書類 ・参加表明書（様式1）
・会社の概要（任意様式）
・情報セキュリティ認証取得書類の写し

提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、8月28日（木）午後5時必着

(2) 質問書の提出及び回答

提出期限 令和7年8月21日（木）午後5時必着

提出書類 質問書（様式2）

提出方法 電子メールにて送信すること。

※メールの件名は「プロポーザル質問書」としてください。

回 答 令和7年8月25日（月）までに随時個別で回答し、市ホームページ上で公開します。

※提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は一切受け付けない。

(3) 提案辞退

提出期限 令和7年9月8日（月）午後5時まで

提出書類 辞退届（様式3）

提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、9月8日（月）午後5時必着

(4) 企画提案書等の提出

提出期限 令和7年9月8日（月）午後5時まで

- 提出書類
- ・企画提案書提出届（様式4）
 - ・企画提案書（正本1部、副本6部）
 - ・見積書（正本1部）
 - ・参考見積書（正本1部）

提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、9月8日（月）午後5時必着

(5) 提出書類の記載内容

ア. 企画提案書（正本1部、副本6部）

次の項目について、A4タテで作成してください。

- ① 調査書策定理念
- ② 調査業務全体の考え方、構成の考え方
- ③ 調査業務にあたっての基本的事項
- ④ 中津川市にあった企画提案であること
- ⑤ 調査の内容、分析及び課題の抽出方法（市民ニーズの把握）
- ⑥ 調査業務のフロー、スケジュール
- ⑦ 当該業務を担当する部署の人員体制と、業務実施体制
- ⑧ 提出事業所の同種・類似業務実績
- ⑨ その他調査業務上必要と思われる事項

イ 見積書（正本1部）

- ① 宛名は、「中津川市長」としてください。
- ② 金額は、消費税及び地方消費税を含む金額としてください。
- ③ 業務内容等の積算内容が分かるように記載してください。

ウ 参考見積書（正本1部）

令和8年度に実施予定の中津川市障がい者福祉計画 第8期計画策定支援業務（策定業務）に係る見積書（調査業務から計画策定までを自社で行った場合の見積書）

※ただし、この見積もりにより令和8年度に契約するものではありません。

※見積条件は以下のとおりとする。

●直接人件費

- ・課題整理
- ・障がい者福祉施策の検討

- ・ 計画策定支援
 - 1) 策定委員会運営支援（7回程度）
 - 2) パブリックコメント実施支援
 - 3) 計画書の作成
 - 4) 計画概要版の作成
 - 5) 打合せ
- 直接経費
 - ・ 計画書（A4版、100頁程度、表紙4色、本文1色 100部）
 - ・ 概要版（A3、二つ折り、4色、200部）
 - ・ 上記電子データ収録CD-R 1枚
 - ・ 資料印刷
- 間接費用
 - ・ 諸経費

6. プロポーザル審査の内容及び審査基準

プロポーザルは、中津川市障がい者福祉計画 第8期計画策定支援業務（調査業務）委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。

(1) 審査内容

- ア 企画提案書の審査
- イ プレゼンテーションによる審査

(2) 審査基準

プロポーザルの審査は、以下の表に基づき、選定委員会で審査します。

審査項目	
調査	調査業務の理念 全体の考え方・調査の構成の考え方
	今後、国において示される策定方針への対応
	中津川らしさ（地域性）を取り入れるための調査内容
	調査の方法、分析、課題の抽出方法（市民ニーズの把握）
体制	調査業務フロー、スケジュールが期限に沿った体制として構築されているか
業務実績等	類似調査業務の過去の実績と成果
	会社全体での取組意欲、担当社員の企画力、積極性
費用	見積金額（税込）

7. プレゼンテーションの実施

(1) 開催予定日

令和7年9月17日（水）予定

(2) 方法等

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を使用し、本業務を行う者が行ってください。
時間は20分程度、質疑応答は10分以内を想定しています。

(3) その他

- ・日時、場所等の詳細については、後日通知します。
- ・説明は、提出された提案書に沿って行うこととし、追加資料等は認めない。
- ・会場にはプロジェクター、スクリーンのみ用意可能。プレゼンテーションを行うために必要なものは各自で準備すること。

8. 審査結果

審査結果の結果は、決定後に市のホームページで公表するとともに、各事業者へ文書で通知します。審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議には応じないものとします。

9. 契約の締結について

最優先候補者に選定された事業者と契約内容についての協議を行い、合意した場合、契約を締結します。

最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た事業者（以下順次）と契約についての協議を行います。

また、仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が4.（5）で提出した見積書金額と同額になるとは限りません。

10. 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2.（2）委託料を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

11. 留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。

- (2) 参加表明書が提出されなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加表明書を提出した者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提案者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加表明書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、中津川市情報公開条例（平成25年条例第28号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式3）を持参又は郵送により事務局へ提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、中津川市は契約を解除できるものとします。

この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

12. 事務局

中津川市医療福祉部社会福祉課

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番5号（健康福祉会館1階）

電話 0573-66-1111（内線644・640）

電子メールアドレス engo@city.nakatsugawa.lg.jp